

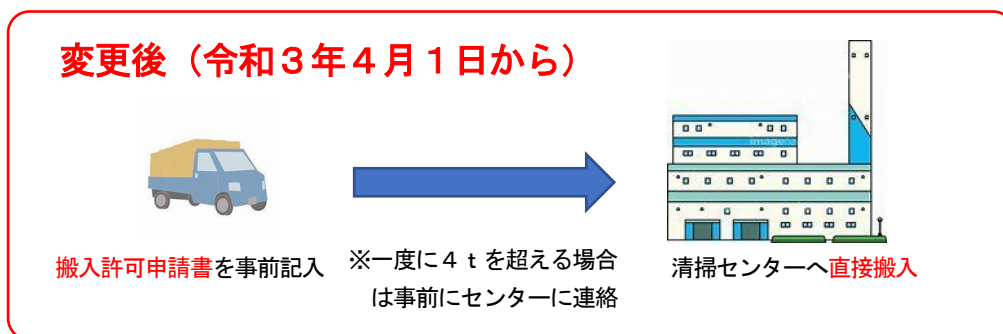
令和3年4月1日から

御坊広域清掃センターへのごみ搬入方法が変わります

御坊広域清掃センター

☎ 0738-29-3030

御坊広域清掃センターへのごみの搬入は、これまでは市役所・町役場で発行する許可証が必要でしたが、**令和3年4月1日**から、事前に搬入許可申請書を記入したうえで、**直接**清掃センターに持ち込めるようになります。



新しいごみの搬入方法

- ① 事前に**搬入許可申請書**を入手し、必要事項を記入する。
入手方法：市役所、町役場、御坊広域行政事務組合のホームページから入手
市役所、町役場、清掃センターの窓口で入手
- ② 御坊広域清掃センター搬入窓口にて**搬入許可申請書**を提示する。
申請者の確認：ごみを搬入した本人の確認を**身分証明書（運転免許証等）**で行います。
発生場所確認：ごみの発生場所を確認します。
搬入物の確認：ごみの内容を確認します。
- ③ 搬入用計量機で計量する。
車両にごみを積載したまま、搬入用計量機にて計量します。
- ④ ごみを所定の場所に降ろす。
職員の指示にしたがって、ごみを所定の場所に降ろします。

⑤ 精算用計量機で計量し、手数料を支払う。

ごみを降ろしたのち、精算用計量機で計量し、手数料を支払います。

一般個人	10kgにつき 33円 (税込) 最大積載量 1.5t 未満の車両に限ります。 最大積載量 1.5t 以上の車両で搬入した場合は、料金及び処理 困難物の扱いが事業系となります。
事業系	10kgにつき 110円 (税込)

注意事項

○受付時間を守ってください。

平日 (月～金)	8:00～11:45、12:45～16:00 <u>11:45～12:45は受付を行いません。</u>
日曜日 (月に一度)	8:00～11:30 月に一度、一般個人ごみ (最大積載量 1.5t 未満の車両 に限る) の日曜受付を行います。 奇数月は第3日曜日、偶数月は第4日曜日です。

○ごみの搬入には搬入許可申請書の他に身分証明書 (運転免許証等)が必要です。

○御坊市・美浜町・日高町・由良町・印南町・日高川町内で発生したもの以外のご
みの搬入はできません。

○手数料免除のごみ (災害ごみ、ボランティア活動で発生したごみ等) は、これま
でと同様に、事前に市役所・町役場が発行する許可証が必要です。

○清掃センターで処理できないもの (以下の処理困難物など) は搬入できません。

処理困難物 (主なもの)

一般個人・事業系共通のもの

油 (植物性以外)	断熱材
網 (漁網)	動物の死体
石膏ボード、サイディング材	土砂、コンクリート
FRP製品	トタン (FRP入り)
仮設トイレ	農ビ、マルチ (農業用)
家電リサイクル品	農薬 (ピクリン) の缶
瓦	バイク (排気量 50cc 超)
自動販売機	バッテリー
焼却灰	パソコン (PCマーク入り)
タイヤ	プロパンボンベ

事業系のみ

畳 (ホリスリフォーム使用)	自動車部品	塩ビ配管	発砲スチロール
建築廃材	廃プラスチック類	コンパネ	太陽光パネル